

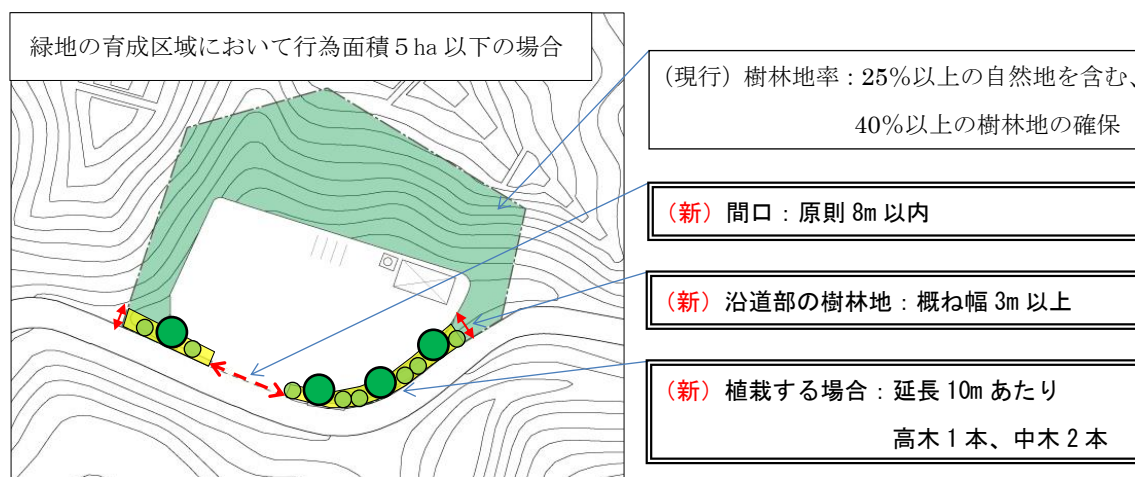
緑地の保全区域又は同育成区域内での行為に係る  
樹林地の配置に関する指導指針（案）

①沿道からの出入りに利用する間口は原則 8m 以内としてください

（※トレーラー又は大型特殊自動車が出入りする場合は、出入りする自動車の回転軌跡図を考慮して、間口幅を別途決定します）

②樹林地の配置については以下の項目を基準とします

- ・沿道に配置する樹林地は、緑地に影響を及ぼす行為を行わない自然地を配置してください
- ・自然地の配置が困難な場合、植栽により造成する樹林地を配置してください
- ・樹林地の配置に関する数値基準は以下のとおりとします
  - 1) 行為面積が 5ha 以下の場合、外周に配置する樹林地は概ね幅 3m 以上としてください
  - 2) 行為面積が 5ha を超える場合、外周に配置する樹林地は概ね幅 30m 以上としてください
  - 3) 植栽の基準は下記のとおりとします
    - ・植栽により造成する樹林地を配置する場合は、延長 10m あたり高木 1 本、中木 2 本を植栽してください
    - ・道路へ越境する恐れがある場合は、高木 1 本を中木 3 本に読み替え、延長 10m あたり中木 5 本の植栽でも可とします
    - ・植栽樹種の選定にあたっては、現存植生に適合するものとしてください
    - ・植栽する樹木の樹高は高木 3m 以上、中木 1m 以上としてください



イメージ図

【語句説明】

樹林地：植栽により造成する樹林地及び自然地

自然地：緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地

緑地に影響を及ぼす行為：緑地における土地の形質の変更又は木竹の伐採